定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助要綱

２３福保障居第３８０５号
平成２４年３月３０日
改正　２４福保障居第３６４４号
平成２５年３月２９日
改正　２５福保障居第２７８２号
平成２６年３月３１日
改正　２６福保障居第２２２４号
平成２７年１月１９日
改正　２６福保障居第３０６２号
平成２７年３月３１日
改正　２８福保障施第１０７５号
平成２８年７月１９日
改正　３０福保障施第９１２号
平成３０年７月３日

１　目的

この事業は、障害福祉サービス事業所等の設置に係る用地（都有地を除く。以下同じ。）確保のための定期借地権設定に際して要する経費の一部を補助することにより、障害福祉サービス事業所等の整備を促進することを目的とする。

２　補助対象者

この事業の補助対象者は、社会福祉法人、特定非営利活動法人等（自治体、営利法人を除く。以下「法人」という。）とする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

（１）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）社会福祉法人その他の者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

３　補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、法人が、別表１に掲げる事業所等の設置に係る用地確

保のため定期借地権を設定する際に、土地所有者に対して支払う一時金であって、別表２の第２欄に定める経費とする。

この場合において、定期借地権の設定期間は原則として施設整備補助金にかかる財産処分制限期間以上であることとする。

ただし、次に掲げる場合は補助対象としない。

（１）保証金として授受される一時金である場合
（２）定期借地権の設定期間が１０年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
（３）定期借地権契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合
（４）他の補助制度等（借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業を除く。）により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合
（５）その他東京都知事（以下「知事」という。）が適当でないと認める場合

４　補助金交付額

この補助金の交付額は、別表２第１欄に掲げる交付基準額と、第２欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第３欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

５　補助金の交付申請

この補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第１号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

６　補助金の交付決定

知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認めたときは、別紙１の補助条件を付して補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知する。

７　補助金の請求

交付決定を受けた補助金を請求しようとするときは、請求書（別記第２号様式）に次の書類を添付して請求するものとする。

（１）印鑑証明書
（２）支払金口座振替依頼書

８　その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の補助に関して必要な事項は、東京都（以下「都」という。）が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年７月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行する。

別紙

補　助　条　件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものである。

1　事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別に必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業（法人が、別表１に掲げる事業所等の設置に係る用地確保のため定期借地権を設定し、土地所有者に対して一時金を支払うことをいう。）のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2　承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）又は（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

（１）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。
（３）補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

3　事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

4　状況報告

知事は、必要が生じたときは、補助事業の遂行状況について報告させることができる。

5　補助事業の遂行命令

知事は、この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

6　補助事業の完了時期

補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

7　実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから１０日以内に別記第３号様式に関係書類を添えて補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

8　補助金の額の確定

知事は、７の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

9　是正のための措置

（１）８の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、知事は、当該補助事業につきこれに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

（２）７の実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

10　決定の取消し

（１）補助事業者が次のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア　偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

エ　補助事業により取得した財産を、当該補助条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸しつけ、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。

オ　交付決定を受けた社会福祉法人その他の者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

（２）前項の規定は、８の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

11　補助金の返還

補助事業者は、1及び10の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、

補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより返還しなければならない。

８の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

12 違約加算金

補助事業者は、10 の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、 納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

14 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を補助事業者が納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

15 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得した財産は、補助事業の完了後においても、補助金の目的に従い、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

16 財産の処分制限

補助事業者は、知事の承認を受けないで、補助事業により取得した財産（以下「財産」という。）をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

17 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、知事はその収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

18　関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。

19　定期借地権契約書

補助事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうち未充当期間相当額を借地権者である補助事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

20　開設の報告

補助事業者は、補助事業に係る施設を開設したときは、その開設の日から１０日以内に、別記第４号様式に関係書類を添えて施設の開設を知事に報告しなければならない。

21　消費税仕入控除税額の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第５号様式により知事に報告しなくてはならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

別表１

１　定義	２　事業（施設）種別
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条に規定する障害福祉サービス事業並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「児福法」という。）第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援及び第３項に規定する医療型児童発達支援のうち次の事業を行う事業所等	生活介護 短期入所 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 児童発達支援（重症心身障害児（者）通所事業の指定を受けて障害福祉サービス事業と一体的に行う場合に限る。）
児福法第７条に規定する次の児童福祉施設	児童発達支援センター
児福法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援及び第３項に規定する医療型児童発達支援及び第４項に規定する放課後等デイサービスのうち次の事業を行う事業所等	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第５条第３項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同第６６条第３項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所）

別表２

１　交付基準額	２　対象経費	３　補助率
当該事業所等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価評価額（定期借地権の設定期間が５０年未満の場合は、定期借地権設定期間（１年未満の端数切捨て）を５０年で除した割合を乗じるものとする。）の２分の１の額	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）。	１／２

別記
第１号様式

第　　　号
平成　　年　　月　　日

東京都知事　殿

申請者
所在地
名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　印

平成　　年度定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金
交付申請書

このことについて、下記のとおり提出します。

記

１　申請額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　施設の種別及び名称

３　添付書類
（１）積算調書　　（別紙１）
（２）事業計画書（別紙２）
（３）誓約書　　　（別紙３）
（４）定期借地権設定契約書の写し
（５）本事業に関する歳入歳出予算（見込）書抄本
（６）借地料の算定根拠資料（不動産鑑定評価書、不動産調査報告書等）
（７）土地登記事項証明書
（８）公図
（９）現地写真
（10）その他参考となる資料

担　当　者	
所　属	
氏　名	
電　話	

別紙１

（申請者名　　　　　　　　　　　　　）
（施設種別　　　　　　　　　　　　　）
（施設名称　　　　　　　　　　　　　）

積算調書

路線価（㎡）（円）(A)	地積（㎡）(B)	路線価評価額（円）(C＝A×B)	定期借地権設定年数（年）(D)	補助基準額（円）(E＝C×D/50×1/2)	対象経費の実支出予定額（円）(F)	寄付金その他の収入額（円）(G)	対象経費の実支出予定額から寄付金その他の収入額を控除した額（円）(H＝F－G)	補助申請額（EとHとを比較して少ない方の額×1/2）（円）(I)

（注１）路線価の証拠資料を添付すること。

（注２）定期借地権設定年数は、１年未満の端数を切り捨てた年数とすること。

（注３）補助申請額は、千円未満を切り捨てた額とすること。

（注４）黄色いセルのみ入力すること。

別紙２

事　業　計　画　書

１　施設等の種別

２　施設等の名称

３　施設等の開設者

４　整備予定地の概要

所在地							
地積	㎡	(うち対象施設部分　㎡)					
地目	宅地・山林・田・畑・その他	建ぺい率	％	容積率	％		
用地状況	平坦地・傾斜地・その他	既存建物	有・無				
赤道	有・無	ガス	有・無	水道	有・無	境界確定の状況	済・未
都市計画	市街化区域：用途地域(　　　)						
開発許可申請	有・無	有→現在の状況：					
その他、土壌汚染・埋蔵文化財等の有無や農地法・都市計画法・市町村宅地開発条例等の土地利用に係る規制の有無、担当部局との調整状況及び今後の予定							
現在の土地所有者(賃貸人)							
	一般個人・一般法人・理事等縁故者・関連法人・公有地						
	その他(　　　)						
賃借料	月額：金　　円(うち公租公課相当額　　円)						
	※賃借料は合理的な算出による近傍類似の値と比較して著しく高額なものでないこと。						
	年額：金　　円(うち公租公課相当額　　円)						
	賃料前払い一時金：金　　円(　年　月　日から　年　月　日分)						
	保証金：金　　円						
路線価	㎡単価	円	全体	円	＊国税局長が定めたもの		
契約締結日	年　月　日	土地引渡日	年　月　日				
定期借地権設定期間	年　月　日～　年　月　日　(計　年　ヶ月)						
施設等の建設完了予定日	年　月　日						
抵当権設定	有・無	根抵当権設定	有・無	その他権利設定	有・無		

5　施設整備の概要

構造		規模	
建築用途		施設等定員	
施設等整備補助事業	有　・　無		
	事業名称:		
	事業名称:		
併設施設	有　・　無		

6　財源内訳（契約期間中の賃貸料）

・都補助金　　　　　　　　円（定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業）

・都補助金　　　　　　　　円（借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業）

・設置者負担金　　　　　　円

（内訳）（一般財源　　　　　円
　　　　　その他の収入　　　円）

・合　　計　　　　　　　　円

別紙3

誓　　約　　書

東京都知事　殿

定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助要綱の5の規定に基づく補助金の交付申請を行うに当たり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱の別紙補助条件の10の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、補助条件の11の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁に照会がなされることに同意いたします。

年　月　日

所　在　地

法　人　名

代 表 者 名　　　　　　　　　　　　印

＊　法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第２号様式

請　求　書

金　　　　　　　　　　　　　　　　円

ただし、平成　年度定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金として

上記のとおり請求します。

年　　月　　日

東　京　都　知　事　殿

所在地
名　称
代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

第３号様式

第　　　号
平成　　年　　月　　日

東京都知事　殿

申請者
所在地
名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　印

平成　　年度定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金
実績報告書

平成　　年　　月　　日付　　　　　第　　　　号により交付決定を受けた標記の補助金について、下記のとおり報告します。

記

１　要交付額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　施設の種別及び名称

３　添付書類
（１）実績調書　（別紙１）
（２）実績報告書（別紙２）
（３）定期借地権設定契約書の写し
（４）本事業に関する歳入歳出決算（見込）書抄本
（５）借地料の算定根拠資料（不動産鑑定評価書、不動産調査報告書等）
（６）土地登記事項証明書
（７）公図
（８）現地写真
（９）賃貸人からの請求書
（10）賃貸人からの領収書
（11）その他参考となる資料

担　当　者	
所　属	
氏　名	
電　話	

別紙１

（申請者名　　　　　　　　　　　　　）
（施設種別　　　　　　　　　　　　　）
（施設名称　　　　　　　　　　　　　）

実績調書

路線価（㎡）（円）（A）	地積（㎡）（B）	路線価評価額（円）（C＝A×B）	定期借地権設定年数（年）（D）	補助基準額（円）（E＝C×D/50×1/2）	対象経費の実支出額（円）（F）	寄付金その他の収入額（円）（G）	対象経費の実支出予定額から寄付金その他の収入額を控除した額（円）（H=F-G）	要交付額（EとHとを比較して少ない方の額）×1/2（円）（I）	既交付決定額（円）（J）	差引過（▲不足）額（円）（K＝J－I）

（注１）路線価の証拠資料を添付すること。

（注２）定期借地権設定年数は、１年未満の端数を切り捨てた年数とすること。

（注３）補助申請額は、千円未満を切り捨てた額とすること。

（注４）黄色いセルのみ入力すること。

別紙２

実　績　報　告　書

１　施設等の種別

２　施設等の名称

３　施設等の開設者

４　整備予定地の概要

<table>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">地積</td><td colspan="2">㎡</td><td colspan="4">(うち対象施設部分　㎡)</td></tr>
<tr><td>地目</td><td colspan="3">宅地・山林・田・畑・その他</td><td>建ぺい率</td><td>%</td><td>容積率</td><td>%</td></tr>
<tr><td>用地状況</td><td colspan="5">平坦地・傾斜地・その他</td><td>既存建物</td><td>有 ・ 無</td></tr>
<tr><td>赤道</td><td>有 ・ 無</td><td>ガス</td><td>有 ・ 無</td><td>水道</td><td>有 ・ 無</td><td>境界確定の状況</td><td>済 ・ 未</td></tr>
<tr><td>都市計画</td><td colspan="7">市街化区域:用途地域(　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">開発許可申請</td><td>有 ・ 無</td><td colspan="5">有→現在の状況:</td></tr>
<tr><td colspan="8">その他、土壌汚染・埋蔵文化財等の有無や農地法・都市計画法・市町村宅地開発条例等の土地利用に係る規制の有無、担当部局との調整状況及び今後の予定</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">現在の土地所有者(賃貸人)</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6">一般個人 ・ 一般法人 ・ 理事等縁故者 ・ 関連法人 ・ 公有地</td></tr>
<tr><td colspan="6">その他(　)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">賃借料</td><td colspan="6">月額:金　円(うち公租公課相当額　円)</td></tr>
<tr><td colspan="6">※賃借料は合理的な算出による近傍類似の値と比較して著しく高額なものでないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="6">年額:金　円(うち公租公課相当額　円)</td></tr>
<tr><td colspan="6">賃料前払い一時金:金　円(　年　月　日から　年　月　日分)</td></tr>
<tr><td colspan="6">保証金:金　円</td></tr>
<tr><td>路線価</td><td>㎡単価</td><td>円</td><td>全体</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2">＊国税局長が定めたもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約締結日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2">土地引渡日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">定期借地権設定期間</td><td colspan="6">年　月　日 ～　年　月　日　(計　年　ヶ月)</td></tr>
<tr><td colspan="6">施設等の建設完了予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">抵当権設定</td><td>有 ・ 無</td><td>根抵当権設定</td><td>有 ・ 無</td><td colspan="2">その他権利設定</td><td>有 ・ 無</td></tr>
</table>

5 施設整備の概要

構造		規模	
建築用途		施設等定員	
施設等整備補助事業	有 ・ 無		
	事業名称:		
	事業名称:		
併設施設	有 ・ 無		

6 財源内訳（契約期間中の賃貸料）

・都補助金　　　　　　　　　円（定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業）

・都補助金　　　　　　　　　円（借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業）

・設置者負担金　　　　　　　円

（内訳）（一般財源　　　　　円）
　　　　（その他の収入　　　円）

・合　計　　　　　　　　　　円

第４号様式

第　　　号
平成　　年　　月　　日

東京都知事　殿

所在地
名称
代表者職氏名　　　　　　　印

定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助施設開設報告書

平成　　年　　月　　日付　　　　　　第　　　　号により交付決定された平成　　年度定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金を受けた施設が、下記のとおり開設されたので報告します。

記

1　施設種別	
2　開設者名	
3　施設名称	
4　施設所在地	
5　開設種別	ア　新規開設　　イ　増築　　ウ　改築
6　開設定員数	人
7　開設年月日	平成　　年　　月　　日
8　補助額	円

（注１）指定通知、承認通知、開設許可書等の写しを添付すること。

担　当　者	
所　属	
氏　名	
電　話	

第５号様式

第　　　号
平成　　年　　月　　日

東京都知事　殿

所在地
名称
代表者職氏名　　　　　　　印

平成　　年度消費税仕入控除税額報告書

平成　　年　　月　　日　福保障施第　　号で交付決定を受けた平成　　年度定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金に係る消費税仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

１　施設の種別

２　施設の名称

３　補助事業の確定額

４　補助金返還相当額
（消費税の申告により確定した消費税控除税額（要補助金返還相当額））

５　積算内訳等　　（４の消費税仕入控除税額の積算内訳等を添付）